

(お知らせ)

令和2年8月12日  
防 衛 省

## 米海兵隊岩国飛行場所属機2機の空中接触による墜落事故に関する再調査結果の概要

平成30年12月6日に高知県沖で発生した米海兵隊岩国飛行場所属のF/A-18D戦闘攻撃機とKC-130J空中給油機の空中接触・墜落事故については、昨年9月、米側の事故調査(部隊調査)報告書が公表されたところ、米側のCDA(統合処分担当官)による再調査が行われ、先般公表されたことから、その概要等について、以下のとおりお知らせします。

### 1 再調査の趣旨及び枠組み

- ・ 2018年事故の部隊調査は、事案の全体像を正確に捉えきれていないと見られたことから、本件事故の重大性に鑑み、CDAによる再調査が行われた。
- ・ CDAの下に海兵隊及び海軍内の航空、医学、法務、整備及び広報の各部門における専門性及び経験を有する12名の専門家により構成される再調査委員会が設けられた。

### 2 事故原因

- ・ 事故機は、空中給油を終えた後、飛行中に本来配置されるべきではない非標準的な位置(空中給油機の左側)に配置され、このため空中給油機と編隊長機の2機との位置関係を維持しなければならないことになった。
- ・ 編隊長機のライトが、最適ではない明るい照度に設定されたことで、事故機パイロットの感覚が編隊長機に集中する条件となった。
- ・ 事故機は、空中給油機を見失い、かつ位置関係に関する状況認識ができないまま、空中給油機の上方を左側から右側に移動した。
- ・ 事故機は、これら要因を乗り越えられず、空中給油機の右側で、編隊長機との間合いを取ろうとして、左側に位置する空中給油機に衝突する結果となった。
- ・ 事故機のパイロット含め、いかなるパイロットにとっても、これらの一連の状況を回避することは、極めて困難なものだった。

### 3 事故要因

#### (1) 制度的要因

##### ① 人員配置

米本土の部隊に比べて、育成課程での成績の低い初回勤務の飛行士が、第242海兵全天候戦闘攻撃飛行隊に、意図せず数多く配置されていた。

また、2回目・3回目勤務の飛行士についても、第242海兵全天候戦闘攻撃飛行隊の飛行環境及び訓練制約に鑑み、これに十分対応するために必要となる各種資格や技能認定を有する者が少なかった。

##### ② 訓練・運用

訓練・即応性マニュアルにおける資格要件の記載が分かりにくかった。また、空中給油に関する各種指示書における離脱、編隊及びライト等の要領の記載が明確性を欠き、訓練・即応性マニュアルとの間で不整合があった。

##### ③ 医療

市販薬の不正使用は事故原因ではないが、要因であった可能性がある。航空疲労管理に関する指針は、現実的ではなく、部隊指揮官や隊員は、独自に疲労管理をせざるを得ない状況であった。また、薬剤使用の承認の権限等が不明確であった。

##### ④ 安全

事故報告の方法や手順が曖昧であり、また、過去の事故調査報告書に容易にアクセスできないため、組織全体として過去の事故等の教訓を活かすことができなかった。

#### (2) 組織文化的要因

近年における飛行時間並びに訓練達成度及び任務達成度の低下、資格保有整備員の充足不足、上級部隊の運用計画への集中傾向等により、第242海兵全天候戦闘攻撃飛行隊では即応性レベルの低下がみられた。

### (3) 組織的要因

- ・ 第242海兵全天候戦闘攻撃飛行隊は、自隊が演習を安全に実施し得るか適切に判断できず、練度等に応じた搭乗員配置を適切に計画できなかった。また、給油機周辺の非標準的な運用を許容する雰囲気を助長した。
- ・ 第12海兵航空群（第242海兵全天候戦闘攻撃飛行隊の上級部隊）は、第242海兵全天候戦闘攻撃飛行隊の低い即応性による訓練上のリスクを軽減しようとしなかった。
- ・ 第1海兵航空団（第12海兵飛行群の上級部隊）は、第242全天候戦闘攻撃飛行隊の低い即応性を長年にわたり見過ごした。

なお、これらの制度的、組織文化的及び組織的要因が排除されていたとしても、事故発生の確率や重大性は減少したかもしれないが、本件事故の状況における事故の発生まで防止することはできなかったであろう。

## 4 2018年事故の部隊調査について不正確な記述とされた主な事項

- ・ 前回報告書で問題とされた一部搭乗員から検出された薬剤成分は、事故原因ではなかった（要因であった可能性はある）。
- ・ 前回報告書では、事故機パイロットは夜間空中給油実施の資格を有していなかったと結論付けられていたが、当該パイロットは、習熟度は低かったが、訓練参加に必要な条件は満たしていた。
- ・ 前回報告書でその他可能性のある要因とされた夜間空中給油訓練に適さない暗視ゴーグルの使用は、事故の原因とも要因とも認められない。
- ・ 2016年に発生した沖縄沖の事故の調査が規定どおり行われていれば、2018年のようなその後の類似事故を防止する是正措置が適切にとられていたかもしれないという記述は、推測に過ぎず、誤っていた。

## 5 再発防止等

(1) 米海兵隊総司令部から、以下のようなものを含め、いくつかの再発防止策等が指示され、現在、これらに取り組んでいるところである。

- ・ 航空要員及び整備要員の配置に関し、海兵隊員個人の専門性のみならず、航空資格等を考慮することを含め、人員配置方針を変更すること。（例えば、育成課程修

了後の初回勤務飛行士について、西太平洋地域を含む前方展開部隊に、最も能力の高い者を配置する等。)

- ・ F/A-18の全ての訓練・即応性マニュアル、標準運用手順及び空中給油に関する資料を更新し整合を図ること。
- ・ 睡眠管理研究を行い、必要であれば航空運用に関する方針を修正すること。また、薬剤に関する指針等を更新し、全ての航空要員等が確実に十分な訓練を受けられるようにすること。
- ・ 海兵隊司令部安全部門は、海軍安全センターと協力し、教訓のより効果的な学習及び全体への共有のため、海軍航空全体の情報管理及び安全訓練を向上させること。

(2) その他、海兵隊は航空安全及び即応性を向上させるための様々な制度的取組を行っている。

以上